

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し非課税相当となった世帯を支援する給付金です。

給付金の対象世帯

※①、②、③とも課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

（例）課税されている親の扶養に入っている非課税の学生の単身世帯や、課税されている子の扶養に入っている非課税の両親のみからなる世帯は支給対象外です。

① 世帯の全員が令和3年度
非課税の世帯

対象となる世帯には、2月下旬に書類を送付しています。まだ提出されていない方は、早めにご提出ください。

② 世帯の全員が令和4年度
非課税の世帯

対象となる世帯には、7月中に給付内容や確認事項が書かれた**確認書または申請書が届きます**のでお待ちください。

③ 令和4年1月以降に**新型
コロナウイルス感染症の影響**で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

家計状況の確認が必要ですので、給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

下のQRコードから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類とともに**令和4年9月30日**までに下記の給付金担当窓口にご提出ください。

※給付対象となる住民税非課税相当の収入限度額等や詳しい内容については、右下のQRコードよりホームページにてご確認ください。

※給付を受けられるのは一度だけです。すでにこの給付金を受給している世帯主が再度受給することはできません。



! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、名護市や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ（申請窓口）

名護市非課税世帯等臨時特別給付金 担当

（名護市中央公民館1階 少年野球場側らせん階段横）

電話：0980-43-5981 受付時間 平日9:00～17:00（土日祝日を除く）